

平成29年度第2回 第27期横浜市就学奨励対策審議会会議録

日 時	平成29年11月20日（月） 10時00分 ～11時00分
開催場所	関内駅前第一ビル 302会議室
出席者 委員6人 事務局8人	委員 : 滝田祥子、小竹護、遠藤洋子、芳川玲子、新保幸男、海上良太 事務局 : 国際教育等担当部長 奥田裕之、学校支援・地域連携課長 青木邦男 就学係長 佐々木美登、ほか職員2名 健康教育課長 植村一人、健康教育課担当課長 大野豊、担当係長 羽鳥浩祥
欠席委員	3名 武田容子、鈴木茂久、平野則行
開催形態	公開（傍聴者 1人）
議 題	1 就学援助制度の概要説明 2 報告（平成28・29年度就学援助事業） 3 審議（他都市の就学援助事業概要と本市の比較、平成30年度就学援助事業の実施計画、就学援助入学準備費の支給時期の変更について）
議 事	<p>1 開会 司会 : 就学係長</p> <p>2 教育委員会挨拶 国際教育等担当部長より挨拶</p> <p>3 委員紹介 事務局より、第1回審議会を欠席した委員3名を紹介した。</p> <p>4 傍聴者の入場 事務局より、傍聴の申出があることを報告し、傍聴者1名が入場した。</p> <p>5 議事 (1) 就学援助制度の概要（事務局より説明） 就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり、本市では条例に基づき執行していること。併せて、対象者の範囲、支給費目について説明。</p> <p>(2) 就学援助事業の実施報告（事務局より説明） ア 平成28年度就学援助事業の実施状況報告 平成28年度就学援助事業の実施状況について、区別認定者数及び援助率、申請理由別内訳、決算額等を報告。</p> <p>委員 申請理由別内訳について、生活保護が受けられなくなった人とはどういう意味でしょうか。</p> <p>事務局 生活保護が受けられなくなったというのは、28年の4月1日以降に、打ち切りになったという意味です。</p> <p>委員 申請理由が、「生活保護が受けられなくなった」、「児童扶養手当を受けている」、「経済的に困窮している」で複数に当てはまる場合は、どの申請理由で集計しているのでしょうか。</p> <p>事務局 「生活保護が受けられなくなった」、「児童扶養手当を受けている」、「経済的に困窮している」の優先順で集計しています。また、審査時に該当する申請理由で集計しているため、例えば、児童扶養手当が年度途中で打ち切りになっても、申請時に児童扶養手当で認定を受けたのであれば、それは児童扶養手当で集計しています。</p> <p>委員 学校給食がない場合は、給食費は支給されないのでしょうか。</p>

事務局	小学校は全校で学校給食を実施しており、中学校は全校で学校給食は未実施になっております。よって、学校により給食費に差が出るということはありません。
イ	平成29年度就学援助事業の実施状況（途中経過報告） 予算額、申請・認定状況、認定者数の推移について説明。平成28年度は、認定者数が積算値よりも増えたため、補正予算で対応した。9月27日現在の認定者数は前年度の認定者数より約1,000人少ない。認定者数は平成24年をピークに徐々に減少している。
委員	平成28年度に補正予算で対応したとのことですが、何が原因ですか。
事務局	認定者数は、直近の3年間の平均の伸び率、つまり最終的な認定者数、第一期の申請時の申請数を考慮して積算しています。27年度の第一期の申請数が少なかつたため、それを基に積算しましたが、28年度の第一回の申請が予想以上に多かつたため補正予算で対応しました。
委員	これまでもこういうことはあったのでしょうか。今回に限った特別な事情はありますか。
事務局	補正予算により対応をしたことは、これまでもありました。かなり昔に遡ります。27年度は書類不備等で差し戻しをした人が多く、第一期の申請者数が少なくなつてしまったのだと思います。対策として、30年度からは、伸び率ではなく、3年間の最終的な認定者から予算を積算するようにします。
委員	書類の不備については、例えば外国人が増えていることと関係あるのかもしれませんが、対策を考えていく必要があると思います。
(3)	他都市の就学援助事業概要と本市との比較について（事務局より説明） 横浜市の認定基準である生活保護基準の1.0倍は、所得限度額では政令市の平均と比べても決して低い水準ではない。
委員	今の説明だと横浜市の保護基準は高いということが前提になると思いますが、保護基準を下げるべきだという考えを横浜市としてお持ちということでしょうか。
事務局	住宅扶助については引き下げの話が出ておりますが、他の基準については承知していません。
委員	住宅扶助が相対的に高いということから、横浜市の認定基準は高いということだと思いますが、就学援助と住宅扶助は関係ないので、横浜市の生活保護基準の1.0倍を就学援助の所得基準にすることの妥当性について、説明が十分でないと思います。 また、生活保護基準の引き下げは、国で審議されている大きな問題ですので、生活保護の基準について言及するのであれば、市としての見解を明確にしておいたほう
(4)	平成30年度就学援助事業の実施計画について（事務局より説明） 実施計画（案）、及び認定基準(案)のとおり承認された。 ・保護者への周知は、例年通りチラシを保護者全員に配付し、「広報よこはま」に掲載する。 ・例年通り各区民生委員児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知を図る。 ・手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。 ・認定基準は横浜市の生活保護基準に基づき算出する。生活扶助基準の見直しに伴い、平成26年度に就学援助の認定基準を下げた。平成27年度以降は、国の通知等を受け、本市としては認定基準を据え置いている。平成30年度については、平成29年度同様、前年度の認定基準を据え置くことを提案した。 ・申請における税務情報の取得については、申請者にとって利用しやすい制度になっており、30年度も引き続き運用していく。 ・小学校入学準備費の支給時期は、平成30年4月新入学生は7月より早い時期に、平成31年4月新入学生は入学前の3月に支給する。中学校入学準備費は、平成30年から入学前の3月に支給する。 ・支給単価についても説明。
委員	入学準備費を入学前の3月に支払うのは、とても良いことだと思います。予算については、どちらの年度に計上するのでしょうか。
事務局	平成30年度分の中学校入学準備費は、平成29年度の補正予算で支出します。

委員	生活保護基準は世帯人数によって大きく変わりますが、就学援助の認定基準も世帯人数に応じて変わるのでしょ
事務局	世帯人数に応じて基準額が変わります。
委員	就学援助の認定基準に、生活保護基準の1.0倍という表現を使うのはなぜでしょう
事務局	他の政令市と、就学援助の認定基準と生活保護基準を比較するのに使用しているためです。また、生活保護基準が3段階下がる中、就学援助の認定基準は1段階下げて据え置いておりますので、正確には1.0倍より上になります。表現については、検討していきたいと思
(5)	<p>就学援助入学準備費の支給時期の変更について</p> <p>就学援助費目のうち入学準備費の支給時期を、入学前の3月に変更することについて次のおり説明した。</p> <p>○小学校入学準備費について</p> <p>小学校入学準備費は平成31年に3月支給を実施。</p> <p>平成30年4月小学校新入学生は、入学後4月に申請受理し、7月より早い時期に支給。</p> <p>以下は現在検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度周知方法 ・申請時期、方法 ・所得確認時期、所得確認書類 ・支給方法 <p>○中学校入学準備費について</p> <p>中学校入学準備費は平成30年に3月支給を実施。</p> <p>就学援助認定済の小学校6年生児童の保護者に支給。</p> <p>小学校6年生の援助の種類に「中学校入学準備費」を追加し、第3期分と併せて3月に支給。</p>
事務局	これまでは直近の収入状況を反映させるため、6月に認定をしていましたが、3月支給を実施するには、前年度の収入状況で認定することになります。このことについて、御意見をいただけますでしょうか。
委員	前年度から収入が減少した場合に、認定できないという状況は防がなければならないので、収入が減少したことを証明する資料を添付することで、認定できるといいと思います。
事務局	前年度から収入が増加した場合、行政の公平性から考えれば、入学準備費を返納してもらい必要があると思います。
事務局	収入が減少した場合、例えば会社勤めで失業してしまった等、はっきりと収入が減少したことが分かった時点で相談していただきたいと思
委員	私も事務局の意見に賛成です。
委員	その時に相談というのは、学校と委員会のどちらに相談すればいいのでしょうか。
事務局	中学校の入学準備費は、支給時期に生徒が小学校に在籍しているので、学校に相談していただきます。小学校については、どこの学校へ行くか分かっている場合は、学校に相談してもらい
委員	相談窓口は教員と事務職員のどちらになるのでしょうか。出しやすさを考えると事務職員の方がいいと思
委員	学校現場の現状を説明しますと、大体の保護者は事務室に直接提出しています。というのも、担任の先生に就学援助を申請することを知られたくないからだと思

	<p>委員 小学校の入学準備費について、入学前に通っている学校、つまり幼稚園、保育園に協力をお願いするという方法もありますが、そのことのメリット、デメリットを検討した上で、メリットがあるのであれば協力をお願いしたほうがいいと思います。</p> <p>委員 民生委員にも就学援助制度のちらしが回ってきますが、地域の方から相談があった場合には、学校の事務室を案内するという事で情報を共有したいと思います。</p> <p>委員 制度の周知を徹底し、周りの目を気にせず申請をできるような仕組みにしていいただくのが重要だと思います。</p> <p>委員 本日の説明から、経済的な困窮を理由に就学援助を申請する方が非常に多いという印象を受けましたが、1度認定を受けた場合、1年から6年まで継続して受けることが多いのでしょうか。就学援助の認定が継続して続くのであれば、横浜市として貧困対策を実施すべきだと思います。</p> <p>事務局 世帯によるので、一概に継続して認定を受けるとは言えません。</p> <p>委員 私のいた学校だと8割くらいは前年度も引き続き援助を受けていたと思います。前年度に認定を受けていた場合で申請がない場合は、念のため事務から一報を入れ、申請のし忘れがないように徹底していましたが、学校によって状況は違うと思います。</p> <p>議事終了 議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。</p> <p>審議会の終了</p>
<p>資 料</p>	<p>(1) 平成29年度第1回就学奨励対策審議会資料 (2) 就学援助のお知らせ(平成29年度) (3) 私立学校等就学奨励費のお知らせ(平成29年度)</p>